

一所に根を張ることと、複数の空間に根を広げること
——定住化後も水上・陸上を動きつづける中国の船上生活者とホームをめぐる実践——

藤川 美代子

キーワード

遊動民の定住化、中国の船上生活者、故地と定住地、ホームの喪失と創出、尋根

1. はじめに

明確な境界によって画定された領域内に均質な国民の存在を想定する近代国民国家は、さまざまな統治テクノロジーを用いることで隅々にまで触手を伸ばしながら、「「無国家」空間の根本的な消滅」(スコット 2013: 11)を図りつづけてきた。今や、私たちの生活するこの世界は、雨で地面がぬかるんでも、どこか雪が降っても通行が可能な全天候型道路、橋、鉄道、航空機、近代兵器、電信、電話、GPS といったインフラで覆い尽くされている。とりわけ最新情報テクノロジーの発達は、このままいけば、AI による顔認証技術と関連づけられた遠隔監視カメラがそこそこに設置され、位置情報をはじめとするさまざまな情報を抽出可能な IC チップが個々人の身体に埋め込まれるような未来の到来が、そう遠くはないと感じさせるほど目覚ましい。そうなれば、待っているのは、私たちが数多の国境を越え、やっと地の果てにたどり着いたと思っても、各レベルの管理主体は瞬時にその居場所(ならびに、健康状態、貯蓄額、納税状況、性的嗜好、犯罪歴などなど、多岐にわたる情報)を把握することができるような、つまり果てが果てではなくなるような、そんな窮屈な世界である。距離の無効化を可能にするテクノロジーは、私たちをがんじがらめにしつつ、とりあえず領土・領海・領空といったものによる束縛や、一所に住まうという居住様式から解き放ってくれるかもしれないとの期待を抱かせる(ノマドワーカーという語が浸透しつつある現在でも、それを可能にする社会が心地のよいものであるかは、まったくもって未知である。どこにいても誰かとつながってられる社会は、どこにいても誰かとつながることを強いる社会でもあるわけだから)。

だが、未来の展望はともかくとして、人の管理・統治の根本は一定範囲の土地への囲い込みと定住という居住様式の徹底化であるという時代が、これまで長らくつづいてきた。私の考えではそれは、世界の多くの地域で、為政者たちは平地の定住型農耕社会を基盤として統治テクノロジーを発達させ、自らとは別様の空間における別様の生き方に対する想像力を欠いてきたという単純な事実を意味するだけのことなのだが、この根本こそが山地・草原・水上・都市などで遊動的な暮らしを送る人々から移動の自由を奪うことになった。とりわけ、1950年代以降、世界各地の遊動民が迫りくる定住化の圧力に巻き込まれている。それは、「文明化」という名の餌をチラつかせながら遊動的な人々に接近し(それらを餌だと考える

のは、主に為政者のほうである)、彼らはそれが自らにとって快適なものであるか否かを判断したり、その受け入れを選択したりする暇を与えられぬまま、広範囲に及ぶ故地を離れて狭隘な定住地へと固定化されていったのである。

かたや地球全体を股にかけた移動が前景化しつつ、その一方で移動を本来あるべき空間から浮遊した状態と見なすようなシステムが根本を占めるという、動くことをめぐって生じているこの両極端な状況を、私たちはどのように理解したらよいだろうか。本稿は、遊動民の定住化という事態に着目し、複数の空間に根を広げること、そして世界のどこか一所に根を張ることの間にある関係性について考察するものである。具体的には、船という住まいそのものを操縦しながら水上と陸上に跨る複数の空間間を移動することを常態としてきた中国の船上生活者が、新たに手に入れた定住地と故地(=広範な水域およびその周辺の土地)においてくり広げるいくつかの実践に焦点化し、そこに「ホーム」と呼び得る複数の存在が交錯するさまを描く。

2. 問題の所在

「人はなぜ生まれた土地を離れ、境界を越えて移動しようとするのか」——移動する人々を対象とした研究の多くがしばしば主題としてきた問い。本稿はこれを、船上生活者のように生業と生活という「生」の営みを可能にする住まいそのものを操縦しながら、複数の空間間を移動することを常態としてきた人々の側から逆照射し、「人はなぜ生まれた土地に特別な「愛着」をもつのか、あるいはもつと思われてきたのか……」(伊豫谷 2007: 8)と問うことを試みるものである。

さて、人の移動という共通の現象を扱う移民研究と遊動民研究はともに、明確な境界により画定された領域内に均質な国民の存在を想定する近代国民国家の登場が、人の移動という行為に大幅な自由と制限をもたらしたと論じてきた。そこは、街区・道路・地番により特定可能な土地に居所をもつことが国籍・戸籍・住民票といった国家発行のアイデンティフィケーション獲得を担保し、それが教育・医療・社会保障といった文明化と保護享受の必須条件となる社会である。この(実際はともかくとして、理念的には)国民の均質化を実現する仕組みは、(植民地主義のもとでの伸縮性を前提とした)境界の内側では移動の自由を促進し、反対に境界外部への移動を制限したと理解できる。しかし、より重要なのは、この仕組みこそが、一方では生地共同体内に縛りつけられてきた個人をそこから引き剥がし、新たな居所の登録という条件を満たささえすれば、境界内のどこへでも移動可能であるという状況を生み出し(=移動の自由)、他方ではたとえ境界内にいようとも居所を定めず遊動的な生活を送る人々には一定の土地への定住化を強制する(=移動の制限)という、移動をめぐる二つの方向性を出現させた点を押さえておくことである。

前者についていえば、植民地主義や産業化の波と交通テクノロジーの進化は人の移動の範囲を着実に拡大させ、移動状態の長期化や見知らぬ他者との接触の機会増大が結果として多くの人々の心に、あるべき場所・戻るべき場所としての「故郷の意識」(伊豫谷 2007: 6)を呼び覚ますことにつながったといえよう。故郷とはまさに遠くにありて思うもの、つまり「本来あるべき場所から切り離された過渡的状況」としての移動現象が写し出す鏡像なのだ。だが、この暗黙のうちに特定の土地と共同体に根を張るという行為を内包する故郷の

観念についていえば、本稿が考察の対象とする遊動的な人々の多くが、上述の状況とは真逆の経験を強いられてきた。山地の狩猟採集民・焼き畑農業民、平原の遊牧民、水上の船上生活者、都会のロマといった人々にとって、特定の土地に束縛されることなく（これは必ずしも、特定の共同体に束縛されないことと同義ではない）、複数の空間間でくり返される移動こそが常態であったわけだが、彼らは管理・文明化・保護などを目論む国家により突如として自らとは何ら縁もない土地へと固定化され、その土地と、そこに紐づけられる形で登場した（多くは従前のものをちぐはぐに分断・接続した形態の）共同体とに根を張るよう仕向けられることになったからである。これは、彼らが故郷という観念や郷愁の念を発生させる（と社会通念上、考えられている）装置としての「土地」・「共同体」・「定住という生活様式」を、図らずも同時に手にしたことを意味する。

それでは、遊動的な人々は、自らの意思とは無関係に上から与えられた（あるいは、押しつけられた）土地や共同体といかに向き合ってきただろうか。その前提として確認しておきたいのは、1950年代ごろから世界各地の遊動民が同時代的に経験することになった本格的かつ厳格な定住化の圧力とは、多くの場合、「広大な範囲に及ぶ故地からの排除と、狭隘な定住用地への再配置」という二つの要素を伴っていたという点である。とりわけ、もとの生活の場が他者と競合するような魅力的な空間である場合、移動性の高さを理由に遊動民の故地に対する所有権が認められず、結果的に故地全体が国家や他民族によって占拠・奪取され、物理的な接近が阻まれるという事態も起きている（この状況は、狩猟採集民・遊牧民・焼き畑農業民に多く見られる。これに対し、アジアの船上生活者やヨーロッパのロマなどは、河・海の岸边、都市の空き地といったもとの生活空間が他者の目にはさほど魅力的と映らぬために占拠・奪取の対象となりにくい傾向にある。この場合、故地の空間はそのままに広がっているが、厳格な管理下におかれて故地への接近と自由な移動が制限されるという状態がつづくことになる。とはいえ、こちらも近年の都市開発などによって故地の空間が改変され他者によって占拠されはじめている）。しかし、近年の遊動民研究がいみじくも明らかにしているのは、他者による故地の占拠・奪取の有無にかかわらず、多くの地域で遊動民の定住化は、「故地への回帰と自由な移動の回復」を求める動きの出現へと帰結したことである。なぜなら、遊動民の多くは定住地だけに根づくことを拒否して、たとえ故地への完全なる回帰が叶わずとも、管理の網の目をくぐり抜けながら、まるで定住地の範囲からじわじわとはみ出すかのように新たな形で移動を再開したからである（cf. 鈴木 2016; 左地 2017a; 藤川 2017; 丸山 2018）¹。

¹ たとえば、ボツワナの狩猟採集民サンは、かつて野生動物を追いながら、植物の生育状況や水の有無を見極める形で広範な原野を移動する生活を送っていたが、恒常的な家屋を建てたり、長期にわたり一定の土地を利用したりしないという生活形態のために故地を奪われることになった。なぜなら、家屋や農地を一所に定めることこそが土地の所有であると考える国家内マジョリティ（多くは、農耕民）から見れば、サンが生活していた広大な原野は無主物の「空き地」そのものであり、ボツワナの独立後は、経済効果を有さぬサンの狩猟採集活動のためにその土地を眠らせておくよりも有益であるとの正当性を付与された上で、他民族の領地・国有地・商業用地として使用されたからである。その代わりにサンに与えられたのは、遊動生活を送った故地から遠く離れた狭小な定住地であり、彼らはそこで「貧困状況の改善」・「国民化」の実現のためという名目で定住化を促され、マジョリティ社会への同化と包摂が目指されることになった。これは1980年代に入ると先住民の権利回復にかか

このように、大部分の遊動民は、「故地という空間、ならびに自由な移動という生活形態の喪失」を引き起こす重要な出来事として定住化を経験している。こうした状況を鑑みながら、遊動民研究の多くは、遊動民に対する定住地への再配置やそこでの家屋の分配を、遊動民に定住を強制して主流社会へと同化させるための手段として論じてきた。つまり、遊動民はしばしば国家の管理・統治の犠牲者として描かれ、実際には彼らが他者の土地あるいは無主物としての空き地を占拠・奪取することによって設けられたはずの定住地そのものに対する彼らの感覚や、彼らの定住地における定住的な実践は等閑視されるか、副次的な問題として言及されるにとどまっている²。本稿では、中国福建省南部の河と海で船に住まいながら漁撈や水上運搬に従事してきた「連家船漁民 *lian gE zun hi bvin*」に注目しながら、これ

わるグローバルな動きと連携しながら、定住地から故地としての原野への回帰、自由な移動と狩猟採集を可能にする形の土地利用の復権を目指す運動を引き起こしている。実際のところ、分割所有という定住民的な発想に基づく土地利用の理解や、定住地での生活に起因する貧富の格差などが原因となり、希望するサン全員の故地への回帰は実現していない。しかし、多くのサンは故地の原野への回帰が叶った一部の人の間に社会関係を構築しながら、定住地の住まいと原野と往来しながら原野での自由な移動を回復しつつあるという（丸山 2018）。

マヌーシュと自称するフランスのジプシーは、キャラバンで移動しながら定住民を相手に手作りの蔓製品・木製品販売や金属加工、家具修理、音楽・サーカスの興行、季節労働などを提供していたが、1960年代ごろから都市の周縁部に集合宿営地を与えられ、そこでの集住を強いられることになった。この段階では、家庭ごとにキャラバンに住まいながらの集住が目指されたが、2000年代以降は、国民の均質化を目指す福祉政策の一環として「適合住宅」と呼ばれる固定された家屋から構成される集合宿営地が新たに登場している。しかしながら、マヌーシュの定住化とフランス国民化を目指したはずの宿営地は、彼らをより広範囲の「旅」へと導くことになっている。多くのマヌーシュはキャラバンを保持することで、家屋を拠点として、親族訪問や巡礼のために外国を含む外部へと家族で出かけていくからである（左地 2017a, 2017b）。

タイとミャンマーの国境付近の海で、ナマコや夜光貝の捕獲をしながら季節によって船と島の杭上家屋とを使い分けながら生活していたモーケン²は、1980年代に生活圏の海域が国立公園に指定されたことを皮切りに、船での自由な移動を制限されて潮間帯の杭上家屋に定着した生活を余儀なくされた。さらに、2004年のインド洋津波によって杭上家屋が倒壊すると、潮間帯での家屋の建設が禁止され、より陸地側に比較的堅固で恒常的な家屋が設置されることになった。とはいえ、モーケンたちは現在も国立公園化された海域において監視の目をくぐり抜けながらナマコ漁などをつづけているという（鈴木 2016）。

² 例外的に、特に後者の問題について熱心に論じてきた分野がある。それは、中国で「水上居民（＝水上に住まう者）」と総称される船上生活者に関する研究である。中国において、①土地・建物を陸上に直接所有せず、②小船を住居にして一家族が暮らす、③海産物を中心とした採取活動に従事し、獲物の販売や農作物との交換で生計を立てる、④一カ所に長くとどまることなく、一定の水域を絶えず移動するという特徴（羽原 1963: 2-3）をそなえる水上居民は、その生活・生業形態が特異であると見なされ、定住と農耕を本位とする漢族から構成される主流社会のごく周縁へと追いやられながら、野蛮で遅れた民族として差別されてきた。この状況を重視する多くの研究者は、1960年代以降、共産党政権下の集団化の過程において各地で実施された水上居民の定住化政策について、水上居民が被差別的状況を脱するための契機と捉えてきた。そうした視点からは、水上居民が陸上の定住地でおこなうさまざまな実践（たとえば、祖先祭祀や神明祭祀）は、陸上の漢族社会への同化を目指しておこなわれるものと理解され、反対に現在も一部の世帯でなおつづく船上生活は、「陸上世界への適応の失敗」として等閑視されることになっている（cf. 黄 2015; 長沼 2010a, 2010b, 2013; 稲澤 2016; 胡 2017）。

らの点をも明らかにすることを目指す。

内容を先取りすれば、連家船漁民は、一般的に描かれる遊動民像とは異なり、1960年代から本格的に開始された定住地の割譲とそこへの移動、家屋分配と集住という一連の過程を「獲得の歴史」として語ってきた。とはいえ、彼らの生活は新たに獲得した定住地だけに束縛されているわけではない。国家による定住本位型のさまざまな管理システムに絡めとられながらも、連家船漁民の多くは動力化された船に住まい、以前よりもずっと広範な海域へと出かけて魚介類の捕獲や水上運搬を試みているからである。本稿では、国家の命により突如として与えられた定住地と、長い歴史のなかで生活の場としてきた広範囲にわたる河・海に跨る水域およびその周辺の土地という二つの空間で連家船漁民が展開する、「ホーム」喪失・創出の動きに焦点を当てる。具体的には、①他者由来の土地を占拠することの正当性を強調するかのようにくり返し語られる「共産党政権誕生への貢献と犠牲」・「巨大台風の襲来による犠牲」という二つの物語と、②神明の力を用いて他者からの借り物としての土地を自らのホームとして読み替えようとする民俗的な試み、③水上での移動の歴史を回顧しながら漁村や国家の外部へと接続するように展開される祖先のルーツ探しに注目し、連家船漁民たちがホームをめぐる見せる複数の実践とその絡み合いを描くことを目指す。

なお、本稿では「生まれ育った土地」という限定的な意味合いを無意識のうちに読み手に伝えてしまう「故郷」「故地」という語を避け、「生活の場としてのわが家」・「住宅」・「家庭」・「生まれ故郷」・「本拠地」・「発祥地」など、多様なレベルの（社会）空間を想起させる「ホーム」という語を用いることで、連家船漁民たちの一連の実践を、「ホームをめぐる態度」として捉え、その絡み合いを描くこととする。

3. 定住地開発と集合住宅分配の歴史

3-1. 陸上の土地・家屋を有さぬ移動生活

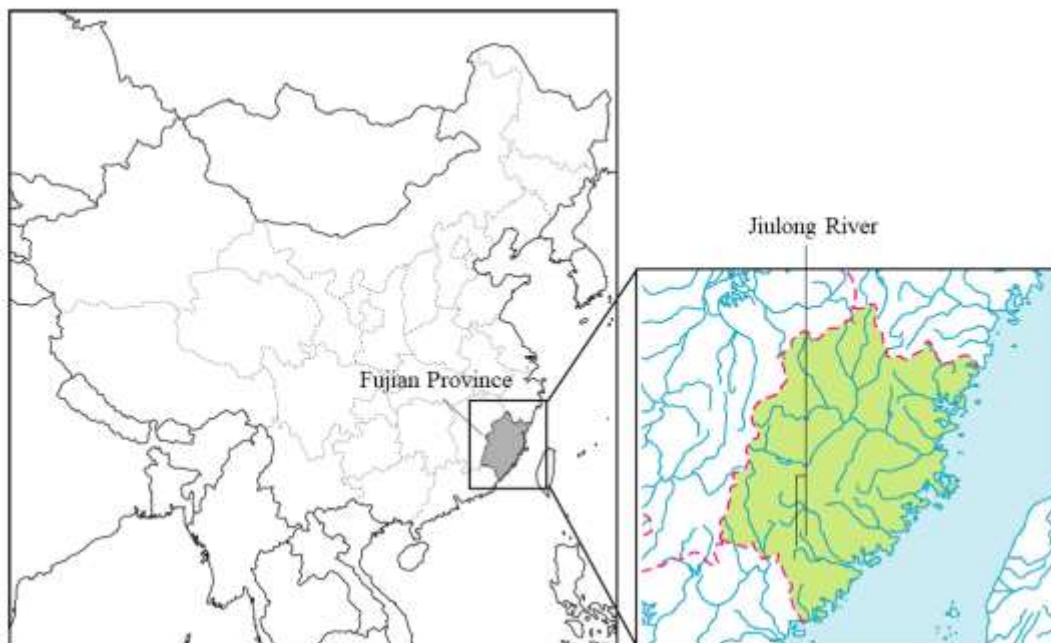


図1 福建省南部を流れる九龍江

中国福建省南部を流れる九龍江という大河の河口一帯において(図1)、連家船漁民は長らく陸上の土地や家屋を有さぬまま、大小さまざまな木造の船を住まいとして漁撈や漁獲物の水上運搬に従事しながら家族ごと移動を基礎とした生活を送ってきた。祖先が船上生活をするに至った経緯を表すものとして、彼らの中には一種の「被害の物語」が伝承されている。(おそらく、祖先が船上生活を開始した時期や理由は家族・親族ごとにまったく異なるはずなのだが、)連家船漁民は、「自分たちの二十数世代前の祖先は、九龍江沿岸部の農村で農業に従事していた。そのうち、旱魃や飢饉に見舞われて困窮した者が、農地を離れて(あるいは、追い出されて)九龍江へと下り、次第に漁撈や水上運搬を暮らしの糧とするようになった。さらに長い月日を経るうちに、家族とともに船を唯一の住み処として九龍江の河口を移動しながら生活を営むことになった」というある種の定着した語りを共有するからである。

しかし、自らを元・農民の子孫と考える連家船漁民と、沿岸農村に家屋を構える農民たちの間には、ある相反する屈折した関係性が存してきた。たとえば、農民は連家船漁民を「船で寝る者(船底人 *zun de lang*)」・「カモ(水鴨仔 *zui ah a*)」・「足の曲がった奴(曲蹄仔 *kiok de a*)」³と呼んで嘲笑していた。対する連家船漁民の側は、「土地も家屋もないのに、農民を嫁にもらうことはできない」などと卑下にも似た気持ちを抱いており、彼らは九龍江のさまざまな水域で活動する連家船漁民同士での内婚をくり返してきた。一方、荒天時の避難から薪・水・食糧・漁具の材料の調達、造船、漁獲物の販売に至るまで、船に住まう連家船漁民の生活は農村への依存なしに成立し得なかった。実際、普段は家族ごとに船で分散的な生活を送る彼らは、沿岸に点在する複数の農村にわかれて根拠港をもっていた。台風の襲来が予測される時や年越し、死亡時などには父系血縁でつながる数十家族でそこに船を停泊さ

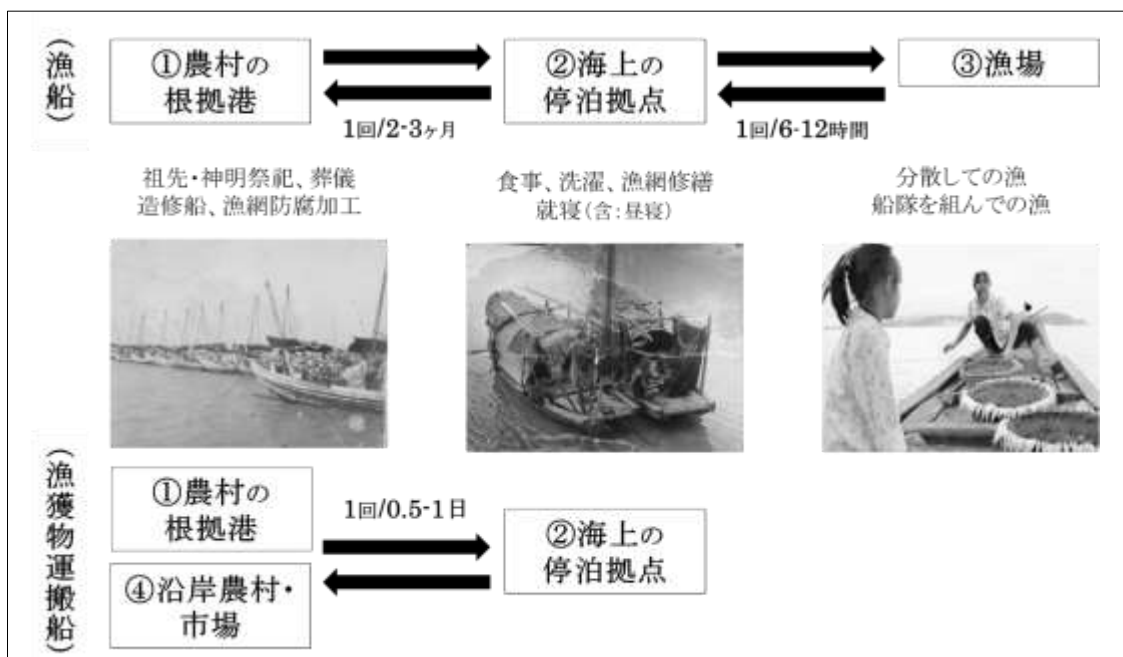


図2 連家船漁民の船での移動(模式図)

³ 曲蹄仔という名には、狭小な船で生活し、作業時も睡眠時も足を曲げることが多い連家船漁民によく見られる湾曲した両足を嘲笑う意味が込められる。

せて、強風や高波・高潮から身を守ったり、空き地で葬儀・祖先祭祀・神明祭祀を執りおこなったり、船の修繕や漁網の防腐加工に当たったりすることができた。

このように連家船漁民の船上生活とは、漁撈に従事する人々の場合、①農村の根拠港と、②季節や魚の種類・移動周期に合わせて変わる漁場近くの水上に、数艘の船が集まることでその都度形成される停泊拠点の間を3~4ヶ月周期で往来する移動、そして、②と③毎回変化し得る漁場の間を1日に2~3度往復する移動により成立するものであった。また、漁獲物の運搬を主な生業とする人々の場合、②で魚を買い取り、①や④九龍江沿岸部の農村、あるいは市場へと運んで魚を売るという移動を1日に1~2回の周期でおこなうものであった(図2)。つまり、彼らの移動とは、九龍江河口の汽水域から海面にかけての広範囲の水域において、空間・時間の両面で一定の周期性を保ちながら、一方では捕獲対象となる魚の種類・有無や潮汐周期、あるいは突発的な出来事の発生に応じて予測困難な形で展開していくような性格をもっていた。

3-2. 集団化政策と定住地への移住

さて、水上での移動を基礎とした船上生活を送ってきた連家船漁民もほかの国民と同様、中華人民共和国成立後は全国で展開される集団化政策の波に巻き込まれていった。彼らは、根拠港を同じくする数十家族を単位に漁民工会・互助組・漁業初級社・漁業高級社・人民公社漁業生産大隊といった組織に組み込まれた。集団化の進行に伴って船・漁具は各組織の所有となり、労働に応じて各種配給券や幾ばくかの現金が分配されるようになったが、連家船漁民の大多数は家族単位で船に暮らし、九龍江河口に分散して漁撈や運搬に従事するという移動生活をつづけていた。

なかでも彼らの生活を劇的に変化させたのは、1956年から1999年まで段階的に進んだ定住地の割譲・開発、そこでの集合住宅の建設・分配であった。まず、1956年、広範な水域に分散する連家船漁民を管轄していた Hs 漁業高級社が九龍江支流の畔に事務所を置くための土地を獲得したのを機に、龍溪県人民政府は公金を投じて事務所の周囲に木造平屋建ての住宅を建設し、17世帯85人の連家船漁民を住ませた(張 2009: 97)。当初、家屋の建設は小規模にとどまっていたが、彼らにより広範な土地を手に入れたのは1960年以降のことである。この年、県人民政府は農業を主とする Lh 公社 Gk 生産大隊に命じて耕作用地の一部を供出させ、連家船漁民を管轄下に置く Sm 公社 Sm 漁業生産大隊にこの土地を



写真1 1960年代前半の集合住宅

(Sm 漁業社区居民委員会提供)

割譲した。そして、木造の集合住宅2棟を建造し、高齢者や障がい者に優先的に住宅を分配する方策を採用した(写真1)。その後、九龍江支流を挟んだ両側に広がるこの狭小な土地には集合住宅群のほか、編網場・造船場・製氷工場・水産品加工場・漁港・託児所・小学校・診療所・商店が整備され、さらに集合住宅が分配されなかった連家船漁民も各農村の根拠港を離れてここに集まり、船を停泊させるようになった。

各水域から定住地へと移住してきた4,000

人超の連家船漁民は、組織の采配によって、九龍江の内水域や河口、外海での小規模・大規模な漁に従事する人々と、定住地の各種工場で作業する人々とに大きく二分されていった（水上・陸上間の労働の配置は、状況次第で変化し得るという意味できわめて流動的なものであった）。こうして定住地は、船・漁網・綱・発動機といった必需品の供給や、魚の加工・出荷を一手に担う生産拠点として機能したほか、連家船漁民が生活する上で依存せざるを得ない漁村へと作り上げられていったのである。

3-3. 陸上定住の現在

Sm 漁業生産大隊は人民公社解体後、Sm 漁業村という行政組織へと引き継がれ、2003年



写真2 Sm 漁業区内の集合住宅 (2010)

以降は龍海市 Sm 街道 Sm 漁業社区へと名称を変えている。2006年の統計によると社区の住民は1,258戸、4,544人であり、婚入した少数を除いてその大多数が連家船漁民である。また、定住地には、1999年までの間に平屋から7階建てまで計30棟の集合住宅が建てられ（張 2009: 97-98）、連家船漁民の多くの家庭がそれらの一室を購入している（写真2）。

特筆すべきは、「遠い祖先は飢饉による貧窮のために農村から追い出された」との伝承を語り継ぎ、土地・家屋を所有する農民から

向けられる嘲笑に満ちたまなざしを身に染みて感じとっていた連家船漁民にとって、定住地の割譲と集合住宅の建設・分配は、「長年の夢だった家屋をもらえて嬉しい。政府よ、毛主席よ、ありがとう！」との喜びを伴う、「獲得」の輝かしい記憶として語られるという点である。つまり、小さな船に住まい、落水・遭難事故や台風・高波・高潮の犠牲になる危険と隣り合わせの生活を送ってきた連家船漁民の目には、定住地と集合住宅への接近は、苦渋に満ちた生活からの脱却を可能にするものと映っていたのである。実際のところ、現在でも陸上の家屋空間の獲得に対する連家船漁民の熱情はとても大きい。結果として、Sm 漁業社区の狭小な敷地内に集合住宅を得る機会のなかった連家船漁民は、近隣の農村の農家や市街地のアパートの一室を購入あるいは賃借するように動いており、2018年までに、ごく少数を除く約99%の家族が、何らかの形で陸上に生活空間を有するという状況にある（約1%は船に居住）。

しかし、このことは、連家船漁民の間に「水上での移動から陸上での定住へ」という単方向的な動きや、定住地や家屋への束縛という動きを生み出すことにはならなかった。なぜなら、2006年の時点でSm 漁業社区の全労働力人口のうち、実に77.3%が水上労働（漁撈・漁獲物の運搬・砂の掘削・高速船や貨物船の乗組員）に従事しており、それ以外の連家船漁民もまた、個々人や家庭内で、水上での移動を基礎とした生活・生業を担保する船（や、それに付随する操船免許など）を維持したり、新たに購入したりして、水上の船で住まいながら生きるための道を常に開きつづけているからである（藤川 2016; Fujikawa 2018）。

4. 他者由来の土地を占拠することに対するエクスキューズの物語

4-1. 八・二三台風による犠牲と定住用地の割譲・集合住宅の分配

1950年代後半から、40年以上をかけて徐々に進行した定住地の開発と集合住宅の建設。連家船漁民の家族や個人にとっては、家屋の獲得はさらに段階的であり、それは現在まで緩やかにつづいている。たとえば、限られた人員にしか集合住宅が分配されなかった集団化の時期には、工場や農場などへの労働転換により陸上に依拠して生活することになった者が、船に住まいながら漁撈をつづける兄弟姉妹・イトコの子や孫の寝食と通学の面倒を一手に引き受けていた。また、改革開放後に居所選択の自由が保障され、条件さえ整えばどこで



写真3 市内の低家賃住宅群 (2015)

でも家屋の購入・賃借ができるようになってからも、自らが占有できる家屋をもてない者は、家屋を有する親族のもとに家族で居候することが頻繁に見られた。さらに2000年代以降、龍海市内に低所得者用の低家賃住宅群・低価格住宅群が建設され、経済的に困難だと認められる連家船漁民にそれらの入居・購入申請が認められるようになった後も、申請が通らぬ者にとっては、居候は現在でも重要な選択肢の一部として残りつづけている(藤川 2016, 2017, 2018) (写真3)。

このように、彼らが個別のかつ段階的に家屋を獲得してきたことは明白であるにもかかわらず、Sm 漁業生産大隊から Sm 漁業社区へと連なる組織に属する連家船漁民は、集団として、土地と家屋獲得に関する一元化された公の物語を有している。それは、以下のようなものである。

1959年8月23日、五十余年に一度の巨大台風(通称「八・二三」と高波が九龍江一帯を襲い、連家船漁民のうち132人の同志が溺死し、漁船327艘(漁業生産大隊全体の75.6%)が破損するという大惨事に見舞われた。これを機として、共産党と人民政府は連家船漁民の定住問題に関心を寄せ、1960年に14万元を投じて現在のSm 漁業社区敷地内に2階建ての集合住宅を2棟(計2,960㎡)建設し、116戸348人の陸上定住を実現した。

連家船漁民で元 Sm 漁業村幹部の張石成が2009年に著した『連家船』という資料集でも、随所にこの「八・二三」の物語に由来する表現が登場する。

連家船漁民にとって、これは二つの重要な点を説明する物語である。なぜなら、これは一定の範囲にわたる定住地の割譲と開発・集合住宅の建設と分配が、①具体的な死者の名と損失額の数値を伴う甚大な自然災害の犠牲に端を発していること、そして②船に住まうという自分たちの居住様式上の問題に対する共産党および(地方)人民政府の配慮と救済に基づく措置であったことを強調するものだからである。すなわち、(自らが長年抱きつづけてき

た宿願がいかなるものであったにせよ、そして社会主義体制下における土地所有の形態がいかなるものであったにせよ)、自らが主体的に申し出ることによって他者の土地を譲渡させたのではなく、制御不可能な自然災害によるやむを得ぬ犠牲の正当な対価として、土地と建設費用を国家の名のもとに拠出してもらったとの見解を示す役割を、この物語は担っている。

実際のところ、船上生活者に対する陸上定住化政策は、広東省各地でも浙江・江蘇・上海に跨る太湖周辺でも、1950年代後半から1960年代前半にかけて集団化政策のただ中に開始されている (cf. 長沼 2010a; 稲澤 2016; 胡 2017)。つまり、建国前から財や権力をもたざる者たちのよき理解者であらねばならぬとの宿命を負いつづけてきた共産党政権にとって、船上生活者のような社会の周辺に位置し、相対的に貧困であるような人々に土地を割譲し、集合住宅を建設・分配する行為は、彼らの管理・統治を容易にするばかりか、「もたざる者の救済」という自らの責務を体現してみせる上で恰好の材料だったはずである。したがって、たとえこの時期に巨大台風が襲来しなくとも、別の事柄が連家船漁民の陸上定住政策の契機となったことは想像に難くない。だが、こうした政治的背景とは異なる文脈で、連家船漁民によって語られる九龍江河口一帯の地域限定的な「八・二三台風」の物語は、彼らが元来は他者 (= 農民) に由来するはずの土地を、長年占拠しつづけてきたことに対する彼らなりの正当性の根拠を示す、一種のエクスキューズとして機能しているのである。

4-2. 解放厦鼓戦役支前工烈士の犠牲と国民としての地位の獲得

実は、連家船漁民によるエクスキューズとして理解できる公の物語は、もう一つ存在している。それは、「厦門島・鼓浪嶼島解放作戦に殉じた烈士」(通称「解放厦鼓戦役支前工」)を讃える物語である。あらまは、以下のとおりである。

1949年8月、福州市における国民党軍との戦いに勝利を収めた人民解放軍は、厦門や漳州に向けて南下を開始。その結果、9月25日までに九龍江河口に位置する龍溪県・海澄県(当時)の全域が解放された。10月になるとより河口に位置する厦門島と鼓浪嶼島に暮らす人々を解放する「解放厦鼓作戦」が決行されることになり、連家船漁民の中にもこの作戦に協力する者が現れた。彼らには、人民解放軍を複数組に分けて船に乗せ、二つの島まで運ぶために人員と船を出すようにとの命が下された。

連家船漁民のうち、船体が大きく海洋まで出ることのできる流動定置網漁船に乗る者が召集の主な対象となり、その中から、漁船157艘、13~60歳まで128名の前線支援船員(通称「支前船工」)が選ばれた。彼らは10月5日の夜、人民解放軍の指揮の下に九龍江河口を出発し、作戦中、24名が殉死した。参加者128名のうち、後に1名が特等功、25名が一等功、35名が二等功、69名が三等功として認められ、称賛された(張 2009: 112; 張・張・藤川 2009: 142-152)。

とりわけ、貧苦にあえいでいた黄 Nc・張 Sj (= 唯一の女性船員) 夫妻とその息子3人が解放作戦の犠牲となって命を落としたという史実は、龍海市の革命史に必ず登場し、聞く者・読む者の涙を誘う犠牲の物語として広く知られている。

この物語は、身近なところでは Sm 漁業区内の老人活動室の壁に大々的に展示された

り（もっとも、それを目にするのは、麻雀やポーカーのために集まる連家船漁民ぐらいたが）、龍海市の革命史をまとめた書籍に掲載されたりするほか、連家船漁民の歴史を記録に残そうとする人々の文章にもくり返し登場している（cf. 張・張 2012; 黄 2018）。この犠牲の対価として、烈士の家族は 1986 年に定住用地に建設された集合住宅の一部を独占的に所有する権利を得たほか、2000 年代以降は優先的に最低生活保障の施策を受けるなどしており、これらの措置に国家の配慮が働いていることは間違いない。

「解放厦鼓戦役支前工」烈士の賛美も「八・二三台風」の物語と同様、具体的な発生前、犠牲者の名・人数、出来事の経緯と命令系統が明確に把握できる情報に裏づけられたものであり、連家船漁民から見れば現政権の共産党に対する忠誠を示す重要な歴史物語である。当然ながら、この裏には、国民党政権下で保甲の甲長を務めたり、漁船で人を雇っていたりしたために、共産主義的思想のもとでは打倒されるべき存在と分類された連家船漁民も存在していた。しかし、この物語はそうした個々の負なる歴史を覆い隠し、連家船漁民が全体として誇示すべき歴史を前面に押し出す力をもつといえる。なぜなら、これは、自ら革命に命を賭し、死と負傷という犠牲のもとに地域社会と国家の共産化に大きく貢献したことによって、結果的に自分たちの生活・生業を嘲笑してきた周囲の農民や市街地住民と同等の「国民」の地位を獲得したことを強調する、栄光の物語だからである。つまり、建国から 70 年を迎えようとする現在でも、ことあるごとに言及される烈士の賛美は、「八・二三台風」の物語とともに、死を伴う犠牲の歴史こそが、自らに中華人民共和国国民の一員として生きるのに必要な陸上の土地と家屋を与えてくれたことを、自集団の内部と（九龍江河口一帯の地域社会から国家に至る範囲を含む）外部に対して説得的に示すためのエクスキューズとして機能しているのだ。

5. 他者由来の陸上・水上空間を自らのホームとして読み替えるための民俗的方法——端午節の儀礼

5-1. 定住地で顔を突き合わせることで生まれたわれわれ意識

このように、連家船漁民は、（土地と家屋の獲得が自身の悲願だったとはいえ）集団化政策の最中に突如として、自らとはさほど関わりのなかった空間に土地を与えられ、約 10 年の間に一挙に数家族から 4,000 人超の規模へと膨れ上がった集団でこの狭隘な定住地を使用することを強られるに至った。集団化と陸上定住化の動きは、九龍江河口の複数の地域に広がって根拠港を有し、互いの中で婚姻をはじめとする有機的な関係を結んでいた大勢の連家船漁民を、合計 5 カ所に分断し（＝上流は漳州市、中流は龍海市 Fg 人民公社と Sm 人民公社、河口は廈門市・鼓浪嶼島にてそれぞれ集団化された）、集団化した先の土地へと定着させていくものであった。こうして登場した集団は、連家船漁民から見れば、自身の意志が及ばぬ政治的決定の結果としてもたらされた、従来の地縁的・血縁的紐帯をちぐはぐに分断・接続する形の、いわば「お仕着せ」のものでしかなかったはずである。だが、現在 Sm 漁業社区に所属する連家船漁民について見れば、彼らは今日、地域社会において自らを「漁業大隊の者（原語「漁業大隊的」）」と称するようになっている。これは、明らかに、集団化政策のごく最終段階として 1960 年に登場した「Sm 公社 Sm 漁業生産大隊」に由来する呼称である。つまり、この自称は、彼らが政府から与えられた定住地で生産・生活をともにす

る経験を30年以上積み重ねるなかで、この新たに登場した巨大な共同体に対する帰属意識を着実に生み出してきたことを示すものである。

政策の影響を大きく受けたこの共同体に対する帰属意識を体現するのが、1990年にSm漁業村(当時)の成員全体を庇護する神明として登場した水仙王・媽祖・土地公と、これらの神像を安置するための廟宇(=Zd宮)である(写真4~6)。神明の所持や祭祀が禁じられる文化大革命以前、連家船漁民にとって、神明を共同で祭祀する最大の単位は根拠港を共用する数十家族に過ぎなかったことを考えれば、それらの区別を超越して、4,000人余りの成員全員で神明をもつことになったというのは、きわめて画期的なことであった。



写真4 土地公



写真5 水仙王



写真6 媽祖

以下では、毎年陰暦5月5日前後にZd宮を中心としておこなわれる端午節の諸儀礼のうち、「洗江 *se gang*」・「巡社 *sun sia*」と呼ばれる二つの要素に注目する。中国において、端午節とは愛国詩人の屈原を偲ぶ日として知られる。しかし、連家船漁民にとって、端午節とは、Zd宮の主神である水仙王の誕生日を指すものであり、一連の儀礼は彼の誕生日を祝うためにおこなわれると認識されている。また、より重要なのは、端午節の諸儀礼は、「水上労働に従事するSm漁業社区の全成員のために、一年間の豊漁と安全とを祈願する」ことを目的とすると理解され、そこにZd宮で水仙王とともに祀られる媽祖その他の神明も登場するという点である。このうち洗江は、5月1日と5日の午前中に龍船および漁船にZd宮の神明を載せておこなわれ、一方の巡社は5月1日午後、輿に載せた神明をZd宮からSm漁業社区内へと連れ出しておこなわれる。

5-2. 洗江

5月1日午前中、満潮を迎えると、水仙王・媽祖の神像と端午節のために外海から招いた江王(神像をもたぬ江王は、花瓶に汲んだ九龍江の水に宿るものとされる)を載せた輿がそれぞれ龍船に安置され、Sm漁業社区内を流れる九龍江支流を3往復する(写真7)。支流には漁から戻った小型漁船が停泊し⁴、両岸の集合住宅や橋の上でも、連家船漁民が群れを

⁴ この描写は2008・2009年の状況をもとにしている。その後、支流の両岸には遊歩道が建設されて小型漁船の停泊が困難となった。また、近年、陰暦5月5日前後は3~4ヶ月間連続で課せられる伏季休漁制度の期間内に当たるため、Sm漁業社区に属する人々の漁船の大多数は五月節の前から社区近辺の九龍江本流に停泊した状態にある。



写真7 支流を往復する龍船 (2008)

成してその様子を見守りながら、紙銭・点火した爆竹を龍船に向かって投げつける。これは、Zd 宮や外海を離れ、自分たちの生活空間である九龍江支流まで足を運んでくれた神明を皆で歓迎し、水上労働に従事するSm 漁業社区の成員が向こう一年間、安全かつ豊漁であるよう願う意味が込められる。

5日の午前中になると、水仙王・媽祖の神像と、紙でできた水仙王・媽祖・江王の像は3艘の中型漁船に分かれて載せられる。これらの漁船と龍船は、まず九龍江本流に停泊



写真8 神明を乗せた漁船 (2008)



写真9 龍船による本流での洗江 (2008)

する連家船漁民の大小さまざまな漁船の間を隈なくまわる (写真8、9)。これを待ち受ける船主は、紙銭と点火した爆竹を神明や龍船に投げつけ、歓迎と謝意を示しながら安全と豊漁を願う。彼らにとって神明の到来を望む思いは切実で、自分の船の周辺に神明と龍船が来なければ、携帯電話で連絡を取り合って「早く来てくれ」と催促するほどである。その後、神明は小型漁船に乗り換えて龍船とともにSm 漁業社区内の支流に入り、3往復する。

ところで、Sm 漁業社区の連家船漁民が洗江を始めたのには、ある契機があった。1960～



写真10 1970年代の九龍江支流
(Sm 漁業社区居民委員会提供)

80年代、この支流は漁港として機能し、それまで各地に分散していた連家船漁民が大小の漁船を停泊させるようになっていた (写真10)。しかし、この時期、漁港では不慮の事故が多発した。幼児や成人が船上で遊んだり洗濯したりしている時に足を踏み外して落水し、死亡するという事態が相次いで発生したのだ。彼らはこれを、河に蠢く「水中の邪悪なもの (原語「水鬼」)」の仕業であると考えた。「水鬼が、生きた人間を水中に引きずり込も

うとして、落水事故が起こる。これを防ぐためには、漁港を「清潔 (清気)」な状態にする必要があるが、それは人間の力では不可能だ。神明の力を借りなければ、清潔にはならない」というのである。このような思いがあって、Zd 宮の完成後、水仙王・媽祖・江王を龍船に載せて支流を往復することで、その内部を清気な状態に維持する試みが始まった。同時に、これは九龍江本流の漁船の停泊空間にまで拡大され、Sm 漁業社区の成員、とりわけ水上労働従事者の安全と豊漁を保障する役割を担うことになったのである。

5-3. 巡社

5月1日午後、土地公を除くすべての神明 (=水仙王・媽祖・虎爺・法子公・太子爺) と江王・水仙王・媽祖を象った紙製の神像が輿に載せられ、Zd 宮を離れて Sm 漁業社区内の集合住宅群へと向かう。そして、集合住宅に面した道路まで来ると、担ぎ手の男性たちは輿を一斉に前後左右に揺らし、開け放たれた戸口に輿を進入させるような動作をくり返す (写真 1 1)。これは、神明の訪問を意味する。集合住宅の1階に居を構える連家船漁民は玄関の外に、各家庭で祀る神明の香炉・チマキ・果物・菓子・神明に対する謝礼金を並べ、神明



写真 1 1 集合住宅を訪れる神明 (2008)

の来訪を歓迎する。また、社区内を貫く幅の広い通りに来ると、男性たちは神明を載せた輿を激しく揺らしながら走り、通りを端から端まで3往復する。この時、集合住宅の上階や Sm 漁業社区外に家屋を購入・賃借した連家船漁民も社区内の通りへと集まり、神明に向けて紙銭・点火した爆竹を投げつけて神明の到来を喜ぶ。年に一度、神明が普段鎮座している廟宇を離れ、村を巡回して人々の生活を見てまわるとは巡社と呼ばれ、これにより生活空間すべての平安を保つことが可能とされる。

5-4. 陸上・水上の空間を自らのホームとして内面化する

さて、五月節の洗江と巡社は、Sm 漁業社区の空間とそれを示す境界とに密接に関わっている。図 3 からは洗江の実施範囲が Sm 漁業社区の漁船が停泊する空間に限定されることと、その範囲内では大小各漁船の間を隈なくまわって船を漕ぎ進める必要があることがわかる。すなわち、洗江は、福建省西南部 (龍岩市) の山から台湾海峡へと注ぎ込む、きわめて長い九龍江本流と、Sm 街道のなかを縫うように流れる九龍江支流の中から、Sm 漁業社区に所属する連家船漁民が利用可能な範囲を画定していくかのように進められるのである。

対する図 4 からは、巡社の範囲が九龍江支流の両側に建てられた集合住宅 (および社区居民委員会事務所・商店・レストラン・診療所) の立ち並ぶ Sm 漁業社区の居住区域に限定されるものの、その内側では住宅群の間を細かく練り歩くように設定されていることがわかる。この巡社の範囲は、決して Sm 漁業社区居民委員会が戸籍を管理する者の居住範囲をすべて網羅するようなものではない。なぜならば、狭隘な Sm 漁業社区の敷地内には収容されなかった大部分の連家船漁民は、近隣の社区・農村に家屋を購入・賃借し、基本的には Sm

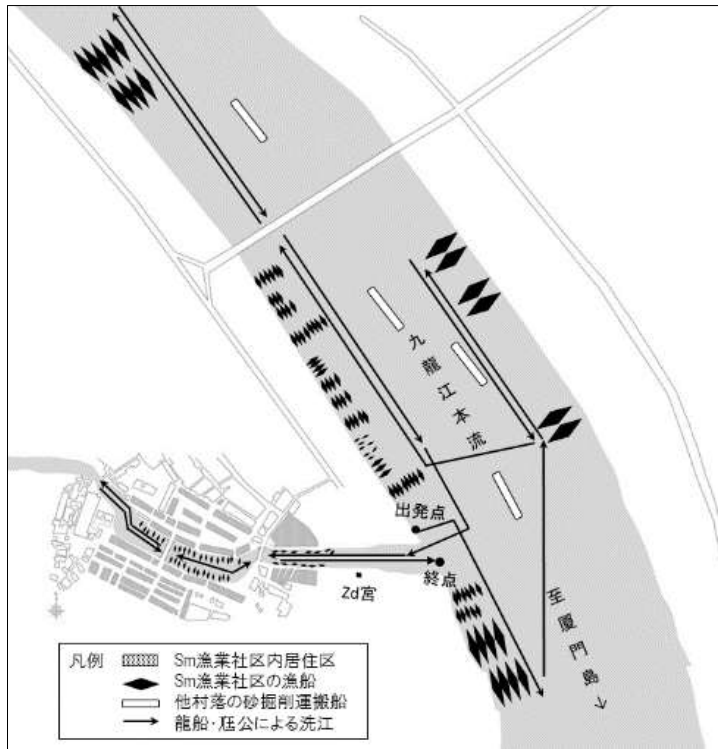


図3 洗江の範囲

漁業社区の外部に生活の基礎を置いているからである。したがって、巡社から浮かび上がるのは、連家船漁民が生活を営む土地の範囲というより、彼らの所属する Sm 漁業社区という行政単位が正式に居住区として有する土地の範囲のほうである。すなわち、巡社は、後者の範囲を画定し、前者の範囲として読み替えた上で、その内部の平安を保つことにより、Sm 漁業社区に所属する成員全員の陸上での安全と平和を保障することが可能なものとして機能するのである。

ここで、陸上の定住地に対する連家船漁民の感覚を示すも



図4 巡社の範囲

のとして、巡社が開始された経緯を見てみよう。先に概観したように、洗江は、落水事故が多発した時期から約 20 年が経過した 1990 年 (=Zd 宮建立の年) に、端午節の儀礼とともに開始されていた。一方、巡社のほうは、Zd 宮の落成から実に 17 年後の 2007 年に初めて実施されている。そもそも、巡社という形式は福建南部ではごく普通におこなわれるものである。連家船漁民も、かつては根拠港のある農村で目にしていたという。そして、Zd 宮が完成し、Sm 漁業村 (後の Sm 漁業社区) 全体を庇護する神明を有した後は、自分たちも神明を集合住宅群へ招き、巡回してもらいたいと願うようになった。ところが、老人たちによれば、連家船漁民は長らく、神明による巡社を「勇気がなくてできなかった」。なぜなら、Sm 漁業大隊から Sm 漁業社区へと連なる組織が有する定住地は、「他人のもの (原語「別

人的)」であるという考えが、皆の頭から離れなかったからだという。つまり、定住地を得た後、実に約50年もの間、連家船漁民たちは自らが生活拠点を置く土地について、近隣の農村からの借りものだと考えつづけてきたのだ。「八・二三台風」の物語が示すとおり、この定住地は、現実には人民政府がSm漁業大隊に対して無償での割譲を決定し、行政上の手続きを経て正式に連家船漁民の手に渡った土地である。だが、連家船漁民は、制度の上では自らが使用权を有する土地であることを知りながら、気持ちの上では、きわめて長い間、自分たちの土地ではないという引け目のような思いを抱きながら生活してきたということになる。最終的に、連家船漁民の間で巡社を求める声が高まり、Zd宮理事会における話し合いの結果、2007年になって巡社が開始された。

最後に、改めて、洗江・巡社がもつ意味を考えてみよう。前者はSm漁業社区の連家船漁民が船を停泊させる水上の空間を、後者はSm漁業社区が有する陸上の空間をそれぞれ自らのものと読み替え、利用可能な空間として受け容れるためにおこなわれている。いずれにしても、連家船漁民が儀礼の開始を望んでから実施が実現するまでには、20~50年という長い時間を要しており、彼らは現実の生活でそれらの空間を共用する経験を積み重ねることで、そこを「漁業大隊の者」という「われわれ」の空間として受け容れることが可能になったといえる。つまり、端午節の洗江と巡社の実践は、連家船漁民が、本来は果てしなく広がる水上と陸上の空間の中から、自分たちの空間を選び出し、その境界を画定しながら、自らの内に受容していくための民俗的な方法として機能しているのである。その意味で、洗江と巡社が開始されるまでの過程は、他者に由来する陸上・水上の両空間を、連家船漁民が自らのホームと呼び得る空間へと作り上げてきた長きにわたる歴史を示している。

6. 境界外部へと接続するホーム——一所に根を張らぬ祖先たちの移住史を回顧する試み

6-1. 始祖の出身農村からの空間的・社会的分断と新たな接続

連家船漁民は、(家族によって異なるものの) およそ400年前の祖先が九龍江沿岸部の農村を出て船上生活をつづけてきたことを自認してきた。その一方で、自らとつながるはずの祖先との具体的な関係性を示す族譜や位牌といった文字記録や、それらを共同で管理するための祠堂を所有してこなかった。だが、興味深いことに、連家船漁民と同姓農民との間には、「われわれは同じ△姓の一員であり、自分は始祖から数えて×代目である」との集団意識が共有されてきた。これを可能にしたのは、集団化・定住化以前に農村の根拠港でくり広げられていた船の製造・修理、食糧・日用品・漁具の調達、魚の販売、就学児童の農家への寄宿といったきわめて日常的な交流、そして普段は別の農村や船で暮らす父系親族が農村の始祖を祀る祠堂で一同に会して執り行う祖先祭祀への参加などであった。

一方、中華人民共和国建国後の社会主義革命は、宗族組織に代表される伝統的な血縁的紐帯や、中華民国以前の伝統的な村落組織をはじめとする地縁的紐帯を分断することを目指して展開された。ここまで見てきたように、連家船漁民もまた、建国後は数々の改変を経て連家船漁民のみから成る組織へと集団化されており、1960年代には次々と根拠港のあった各地の農村を離れ、Sm漁業生産大隊の所在地であった定住地へと生活の拠点を移すことになった。それは彼らが各地の農村の同姓農民たちから、空間的にも社会的にも隔絶されることを意味していた。実際のところ、連家船漁民は集団労働の中で別の農業生産隊と協力して

Sm 漁業生産大隊から離れた場所にある農地の開墾や九龍江沿岸での貝・海苔の養殖に当たることがあったが、それはあくまでも人民公社や生産大隊による労働配分に従ったものであり、彼らが自主的に農民たちと格別近い関係を結ぶというような性格のものではなかった。対する農村のほうでも、その間、大躍進政策や文化大革命といった政治的な動きを経て、各姓の祠堂は破壊・転用され、種々の儀礼の実施も禁じられるという状況に置かれてきた。

この状況が変化するのは、改革開放後の1990年前後のことであった。九龍江沿岸部の農村では、村の始祖や下位世代に当たる「房」ごとの祖先を祀る祠堂が再建され始めたのである。連家船漁民もまた、この動きと無縁ではなかった。農村の根拠港を離れて30余年が経過していた連家船漁民のもとに、祠堂の再建に成功した同姓農民から連絡が入り、それ以後は毎年、元宵節・冬至・端午節・中元節・中秋節といった重要な節句になると、連家船漁民の側からも代表の男性を出して祠堂でおこなわれる祖先祭祀に参加するようになったからである（写真 12、13）。



写真 12 農村の祠堂 (2012)



写真 13 祠堂での祖先祭祀 (2012)

6-2. 台湾移住者による尋根の動きとつながる

さて、1990年前後に、連家船漁民とその遠祖が開いたとされる農村に暮らす同姓農民との関係性が再構築されたことを契機として、連家船漁民をとりまく血縁的な紐帯は、より広範囲なものへと拡大していった。たとえば、2000年代に入ると、漳州市・龍海市内の村落に暮らす黄姓の代表は福建省各地の同姓の人々と共同する形で福建省江夏黄氏源流研究会を立ち上げ、その後『福建黄氏世譜・人物編』（2004）、『福建黄氏世譜・宗祠編』（2005）、『福建黄氏世譜・源流世系編』（2006）といった研究の成果を出版しつづけてきた。こうした流れに呼応するように、九龍江沿岸部の各村落では地元出身の知識人たちを中心として、各村落に伝わる黄氏の族譜を収集し、各レベルの宗族組織の族譜を再編・復元する試みもなされている。こうした源流探しの動きは必ずしも成功するとは限らないのだが、黄姓のみならず別の姓でも見られ、そこに連家船漁民の一部（多くは、幼少期から口伝をとおして農村の祖先と自らの関係性にまつわる知識を記憶にとどめてきたと目される高齢者）が参与するという状況が生まれているのである。このように、2000年代以降は、族譜や口伝によって遡及可能な直接の祖先が共通である否かにかかわらず、「同姓である」との事実により連

家船漁民と他地域の人々を広く結びつけるような動きが出現している。

さて、関係性を横へ横へと開きながら、同姓の人々を関連づけていくような動きは、九龍江沿岸の村々を故地として台湾へと移住し、台湾各地で子孫を繁栄させてきた人々と連家船漁民をつなげることにもなった。その発端は、1987年に台湾から中国大陆側への親族訪問が解禁された直後、台湾側の人々が大陸の故地を訪問しながら、「ルーツ探し(尋根)」の動きを開始したことだった。

たとえば、龍海市 Jm 鎮 Jz 村の黄姓の人々は、明朝万曆 31 (西曆 1603) 年に村内に建立された Lh 宮で媽祖・康府千歳・梁府千歳・池府千歳・楊府太師・普庵祖佛を祀っていたという歴史を有している。その後、清朝順治 18 (西曆 1661) 年になると黄姓の多くが船で台湾へ渡り、生きる道を求めることになった。この時、彼らは媽祖のみを Lh 宮に残して留守を預かってもらい、その他の神明 5 体をそれぞれの船に載せて台湾へ連れていくことにした。台湾へ無事にたどりついた黄姓の人々はその後、台湾全土に分散して生活し、5 体の神明のために台南の 5 カ村にそれぞれを祀る廟宇を建立して、各廟宇の理事会は互いに連絡を維持してきたという。彼らは故郷の Jz 村に残した媽祖にまつわる伝承を後世に語り継ぎ、望郷の念を募らせてきた。中華人民共和国と中華民国の間の複雑な関係がつづく中、台湾が戒厳令を解除してすぐに大陸への親族訪問を解禁した直後の 1988 年、台南の 5 カ所の廟宇の理事会メンバーは大陸へ赴き、1 年余りにわたる尋根活動の結果、Jz 村こそが自らと神明たちの故地であることを突き止めるに至った。そして、故郷の Lh 宮がすでに取り壊されていたことを知った理事会は「Lh 宮復建委員会」を発足し、台湾側の黄姓の人々が 800 万人民币を投じた結果、1991 年の定礎式を経て 1994 年には Jz 村に新たな廟宇が完成した。その廟宇には、台湾に帯同した 5 体の神明の恩に報いるとの意を込めた「We 宮」とい



写真 1 4 台湾の黄氏を迎える We 宮

(2008)

う名を冠することになった。毎年、媽祖の誕生日になると、We 宮には Jz 村を故地とする黄姓の子孫たちが台湾から訪れ、現在は龍海市の内外に広がって暮らしている大陸側の黄姓の人々とともに焼香し、「故地を同じくする親族(郷親)」との再会を喜び合う様子が見られる(写真 1 4)。この誕辰の儀礼には、かつて Jz 村の近隣の村に根拠港を置いていた黄姓の連家船漁民の代表もたびたび招かれ、台湾側からの出席者とともに互いの母語である閩南語=台湾語で交流を深める様子を見ることができる。

6-3. 台湾へ「帰郷」する

父系出自の系譜的關係を基礎とした尋根の動きは、台湾から大陸の故地への単方向に限定されるものではない。福建省南部と台湾の關係の接近は、2001 年の「小三通」により厦門島と金門島間で客船の運行が開始された時期にまで遡ることができるが、大陸から台湾へのより自由な訪問を加速させたのは、2008 年の台湾による大陸住民の団体觀光客受け入れ解禁、さらに 2011 年に始まる個人觀光客受け入れ解禁である。以下では、祖先が過ごし

た台湾の故地へと向かう連家船漁民の例を見てみよう。



図5 九龍江河口に位置する金門島

((c)フレッシュ・アップ・スタジオ
http://online.sbc.jp/2015/08/004087_2.html)

龍海市 Zn 鎮 XI 村を根拠港としていた張姓の連家船漁民は、古くから流動定置網漁と漁獲物運搬に従事していた。彼らは、自らの遠祖は、より上流にある漳州市 Lw 区 Pk 村という農村の出身であると考えてきた。Pk 村は、明朝の成化年間 (1464~1487 年) から万暦年間 (1572~1620 年) の間に、張 Yh という男性によって開かれた。彼は河南省松江府清河県張家堡出身で、南京で県令を務めていた時に罪を犯したために逃亡して、九龍江沿岸にたどりついた。その後、張 Yh は Pk 村で 2 番目の妻を娶り、5 人の息子をもうけた。しかし、九龍江沿岸一帯は田

畑が狭く、農業では家族を養うことができぬと考えた長男の張 Yr は、九龍江に船を出して、漁撈に従事することにした。後に、張 Yr の数世代下の子孫・張 Cz とその妻・林 Zh は、福建省晋江に居住の地を求めた後、そこからほど近い金門島の青嶼へと渡り (図5)、さらに大陸へと戻ってきたという。張 Cz には息子が 3 人おり、長男は厦門に、二男は XI 村に、三男は Zn 鎮 Tb 村に住まうようになった。XI 村を根拠港とした張姓の連家船漁民は、この二男の流れを汲むという。これらの知識は、基本的には張姓の連家船漁民が長らく口頭で伝承してきたものだが、1990 年代以降の族譜再編ブームを受けて漳州市・龍海市一帯の他地域の張姓の文字記録と合わせることで、比較的細部までたどることが可能となっている。実際、彼らと XI 村を結びつける根拠であるところの始祖の父親・張 Cz にまつわる知識の一部は、近年明らかになったものである。

さて、XI 村の始祖の父親である張 Cz が金門へ移住した歴史が紐解かれた後、張姓の連家船漁民と XI 村の張姓は 2015 年頃から金門への「帰郷 (原語「返郷」)」ツアーを開始した。実は、青嶼の開祖は宋末に晋江から移住してきた張 Yz (西暦 1254 生) であるとされ、連



写真15 金門島青嶼への帰郷ツアー

(張亜清氏提供、2018)

家船漁民の祖先であるところの張 Cz と青嶼の張姓との間に、本当に系譜関係があるのか否かについては、正確な情報がない。それでも、張姓の連家船漁民の中には「私は名を知らないのだけれど、自分の遠祖は、九龍江を出てさまざまところをまわり、金門島に移り住んだと聞く。だから、私も祖先の過ごした土地へ行って、祖先祭祀をしたい」と言って帰郷ツアーに参加する者もいる。たとえば、2018 年は 3 月に張姓の連家船漁民の男性・妻・娘合計 26 名と、XI 村の張姓 43 名が船とバスを乗り継いで青嶼村へと出

かけている(写真15)。事前に旅行会社を通じて「中華民国台湾入出境証」を申請した上での、2泊3日の旅程であった。

6-4. 種々の境界外部へと拡大する父系出自のネットワーク

九龍江沿岸部の農村はかつて、複数の空間間の移動を常態としていた連家船漁民の船上生活を支えるホームとしての役割を果たしてくれた。その農村は、連家船漁民をその内に含む宗族の始祖によって開かれた空間であると伝えられるが、自らへとつながる始祖やその下位世代の祖先たちが歩んだ移住史もまた、ホーム喪失と創出の間で揺れ動きつづけた歴史である。なぜなら、彼らの移動の発端は、(史実のほどは不明だとしても)「罪を犯して南京から逃れて九龍江沿岸へやってきた」・「九龍江の畔にたどりついてはみたが田畑が狭隘だったので船に乗るようになった」・「飢饉で貧窮して農村を追い出されたために船で生活するようになった」といった被害と喪失の物語に彩られており、村の開拓や船上生活の開始は常にその克服と新たなホームの創出を示す物語として姿を現すからだ。

相手と同姓であることによって大陸を訪問する台湾移住者との交流をつづけたり、あるいは具体的かつ確かな系譜関係を不問にしたまま、根拠港のあった村の始祖が経験したとされる移住の歴史をたどり、台湾側へ帰郷したいと願ったりする連家船漁民たち。その姿は、「同姓=父系血縁」のイデオロギーにもとづき、便宜上の共通の祖先をもつ同姓の人びとによる、任意加入の社会結合(陳 2014: 138)であるところの「宗親」が、Sm 漁業社区・龍海市・福建省・中華人民共和国といった行政上の区画の境界をいとも簡単に越えながら互いを結びつける形で創出され、そのネットワークが現在も拡大しつづけていることを示すものである。また、大陸から台湾へ、台湾から大陸へというように単方向では捉えられぬ複雑な移住の歴史からは、Sm 漁業社区の連家船漁民につながる祖先の生活がきわめて広範囲の水上・陸上両空間にわたっており、その生活を可能とする彼らのホームは、長い歴史的スパンで見ても決して一つの地点に根を張るような性格のものではなかったことが了解されるのである。

7. 一所に根を張ることと、複数の空間に根を広げること

陸上に土地・家屋を所有することなく、水上に浮かべた船に住まい、漁撈や運搬に従事しながら移動性の高い生活を営んできた中国の船上生活者たち。彼らにとって、中華人民共和国成立後の一連の集団化政策とは、各地でさまざまに名づけられ、その生活・生業形態や身体的特徴(=日に焼けた肌の色、曲がった足など)が多数派とは異なるために蔑視の対象となっていた人々を、漁民・船民という専門集団として集団化し、農民・牧民・工人といった他の集団と同等の権利を保持する国民へと作り変えるものだった。そこで重要な役割を果たしたのが、組織に経済・教育・医療・政治の機能を一極集中させ、人々を一定の土地と組織に依存させるという管理・統治の方法である。とりわけ社会の周縁に位置してきた人々をも一様に国民化し、国家の重要な労働力の一翼を担わせることを企図する国家にとって、船上生活者のように遊動的な人々に対して固定した住所と労働の場を与えることは、彼らから労働の収益を効率よく回収し、再分配するのに適した制度だったはずである。

こうした「定住本位型管理システム」とも呼び得る管理・統治法の徹底化は、国家の政治

体制の差異にかかわらず、世界各地の遊動民が同じように経験したものであり、近代国民国家の内部にあっては何ら特殊な性質のものではない。しかし、世界の多くの遊動民が「故地での広範にわたる自由な移動を禁じて一定の土地に縛り付けようとする国家と、そこからの逃亡（＝自国の領土・領海を越える違法行為も含む）を図りながら移動の自由を担保しようと試みる人々」として描かれるのに対して（cf. 床呂 1999; スコット 2013; 丸山 2018）、中国の船上生活者はしばしば、「土地・家屋の獲得を、自分たちを侮蔑してきた多数派（＝農民・市街地住民など）の社会に参入し、陸上世界に同化するための契機と捉えて、自ら定住を試みる人々」であることが強調されてきた（cf. 黄 2015; 長沼 2010a, 2010b, 2013; 稲澤 2016; 胡 2017）。この対照性は、前者が「遊動民の自律性」と「自由な移動＝権利」という側面を、後者が「遊動民の依存性」と「移動性の高さ＝土地が剥奪された結果」という側面を、それぞれ過度に強調するものであるために生じている。

本稿が注目したのは、定住地の割譲とそこへの移動、家屋分配と集住という一連の過程を「獲得の歴史」として語る一方で、定住地と家屋の獲得後もなお水上で移動性の高い船上生活を維持しつづける連家船漁民の姿であった。彼らは、①1950年代後半から段階的に手にしてきた比較的浅い歴史しかもたぬ定住地の土地・共同体と、②400年以上の長きにわたって祖先が生活してきた河・海の広範な水域とその周辺の土地、およびそこで形成されてきた広範な共同体との間で、一見すれば矛盾するようにも思える実践を展開してきた。そこには、ホームをめぐる方向性の異なる二つの営みが交錯した形で存在しているからである。

一つ目は、国家によって自らの意思とは無関係に与えられた他者由来の空間（＝陸上の定住地と水上の停泊拠点）と、その空間内部で経済・社会・政治活動の一切を共にすることを目的として、従前の血縁・地縁的紐帯をちぐはぐに分断・接続する形で集合させられたお仕着せの共同体とを、ためらいを伴いながらも自らのものとして受容するという実践である。連家船漁民が死を含む犠牲と国民としての地位・権利と定住地の獲得の物語（＝解放厦鼓戦役支前工の烈士賛美と八・二三台風被害の物語）をくり返し語り、そして自らが利用可能な陸上と水上の領域を確認するかのように進められる端午節の洗江・巡社の儀礼は、次のようなことを意味している。それは、政治的にはどうの昔にその正当性が担保されているにもかかわらず、連家船漁民から見れば、定住地とはあくまでも他者の空間であり、50年以上の間そこを占拠しつづけてきたことを、彼らが一種の引け目として感じてきたということである。これは、遊動民にとって新たな定住地への再配置とは、それが本人たちに「故地の喪失」として想像されるにせよ、「獲得」として想像されるにせよ、他者であるところの何者かの空間の「奪取・占拠」と同義であるという重要な事実を示している。

二つ目は、定住地の空間からはみ出すようにして、祖先のたどった広範にわたる移住の歴史を回顧し、自らが属すると考える空間と共同体を社区・市・省・国家の境界外部へと拡大していく実践である。中原から福建の九龍江沿岸へ、九龍江沿岸から（現在の）台湾へ、さらに九龍江沿岸へと展開された遠祖の移住史は、複数の空間間の移動を常態としていた連家船漁民の船上生活を支えるホームとしての役割を担ってくれた農村もまた、ホーム喪失と創出の間で揺れ動きつづけた歴史を有する人々によって形成された空間であったことを教えてくれるものである。

第一のものは、基層社会から発する「下からの国民化」とも呼べる実践であり、連家船漁民が多くを命の犠牲とともに図らずも手に入れることになった定住地の空間と共同体とに

根を張り、それらを自らのホームとして築き上げていく試みと解釈できる。対する第二のものは、とはいえ、連家船漁民のホームとは歴史的に見れば、決して一所に根を張ることなく、水上と陸上の複数の空間を自在に移動しつづける、その動態の中にこそ存在してきたことを彼ら自身が不断に確認してゆく試みであるといえる。さらに言うならば、定住地やその周辺の土地にそれぞれの家屋を有する一方で、現在もほとんどの時間を船にも住まいながら各種の水上労働に従事し、きわめて移動性の高い生活を維持しつづける連家船漁民にとって、水上と陸上に跨る空間や共同体に根を張ろうと試みつつ、それをさまざまなレベルの境界外部へと広げてゆくという営みは、まさに現在進行形のものとして継続しているのである。

謝辞

本稿は、the 6th East Asian Island and Ocean Forum (於・中国広東省湛江市) における発表原稿をもとに、大幅に加筆修正したものである。フォーラムで貴重な助言を寄せてくださった参加者に心より感謝申し上げます。また、本稿の研究の一部は、JSPS 科研費 16K16968 および 2018 年度南山大学パッへ研究奨励金 I-A-2 の助成を受けて可能となった。記して御礼申し上げます。

参照文献

(日本語文献)

陳 夏晗

2014 「国家による宗親会への管理と利用——1990年代以降における福建省南部の政府の宗親会政策から考える」『総研大文化科学研究』10: 137-154。

藤川 美代子

2016 「福建の船上生活者にとって「家」とは何か——ある家族の年代記から」『物質文化』96: 45-58。

2017 『水上に住まう——中国福建・連家船漁民の民族誌』、風響社。

胡 艶紅

2017 『江南の水上居民——太湖漁民の信仰生活とその変容』、風響社。

稲澤 努

2016 『消え去る差異、生み出される差異——中国水上居民のエスニシティ』、東北大学出版会。

伊豫谷 登士翁

2007 「序章 方法としての移民——移動から場をとらえる」、伊豫谷登士翁(編)『移動から場所を問う——現代移民研究の課題』、pp. 3-23、有信堂。

丸山 淳子

2018 「第10章 先住性と移動性の葛藤——ボツワナの狩猟採集民サンの遊動生活と土地権運動」、深山直子・丸山淳子・木村真希子(編)『先住民からみる現代世界——わたしたちの〈あたりまえ〉に挑む』、pp. 245-264、昭和堂。

長沼 さやか

- 2010a 『広東の水上居民——珠江デルタ漢族のエスニシティとその変容』、風響社。
- 2010b 「現代中国における宗族新興の可能性——広東珠江デルタの水上居民を例に」、小長谷有紀・川口幸大・長沼さやか(編)『中国における社会主義的近代化——宗教・消費・エスニシティ』、pp. 277-298、勉誠出版。
- 2013 「祖先祭祀と現代中国——水上居民の新たな儀礼の試み」、川口幸大・瀬川昌久(編)『現代中国の宗教——信仰と社会をめぐる民族誌』、pp. 185-202、昭和堂。

左地 亮子

- 2017a 『現代フランスを生きるジプシー——旅に住まうマヌーシュと共同性の人類学』、世界思想社。
- 2017b 「フランスにおける移動生活者のための「適合住宅」政策——居住福祉を通じたマイノリティの社会的統合の試み」『居住福祉研究』23: 49-61.

スコット、ジェームズ・C

- 2013 『ゾミア——脱国家の世界史』、佐藤仁監修・翻訳、みすず書房。

床呂 郁哉

- 1999 『越境——スルー海域世界から』、岩波書店。

(外国語文献)

Fujikawa, Miyoko

- 2018 “Continuing to Live on the Water: The Meaning of Land Residences for Boat Dwellers in Fujian, China,” *Journal of Marine and Island Cultures* 7(2): 126-149.

黄 成和

- 2018 「英魂——浴血在厦門戦役」『龍海文学』2018(1): 1-10。

黄 向春

- 2005 「歴史記憶與文化表述——明清以来閩江下遊地区的族群關係與儀式傳統」、厦門大学人文学院歴史系中国近現代史專業博士学位論文。

張 石成

- 2009 『連家船』、私家版につき出版情報なし。

張 亜清

- 1998 『九龍江・連家船』、海峡文芸出版社。

張 亜清・張 石成・藤川 美代子

- 2009 『即将逝去的船影——九龍江上「吉普賽人」史迹』、海風出版社。

張 亜清・張 石成

- 2012 『漁魂——Sm 漁民船工解放厦門、鼓浪嶼戦役支前史迹』、中国文史出版社。

Keywords

settlement of nomadic people , boat dwellers in China, homeland and settlement, loss and creation of home, finding roots